

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 3 月 30 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

國民年金關係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600367 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600039 号

第1 結論

昭和 46 年 3 月から平成 5 年 2 月までの請求期間については、納付済期間となっている昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間及び昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの期間並びに免除期間となっている昭和 55 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間を除き、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 3 月から平成 5 年 2 月まで

請求期間については、i) 私は、自身で国民年金の加入手続を行っていないのに、国民年金手帳記号番号払出簿では、私の手帳記号番号が勝手に払い出され、しかも、住民票で私の住所に変更が無いことが確認できるにもかかわらず、「不在」との記載がされていること、ii) 会社を退職後、60 歳に到達するまで国民年金に関する手続等を行ったこともなく、昭和 48 年から平成 2 年まで出版業を営み生活困窮の状態でもなかつたのに、昭和 55 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間が保険料免除の申請がなされた期間とされていること、iii) 60 歳到達後、市役所の職員の指示のとおり、未納分の国民年金保険料として毎月 10 万円ずつ 1 年間、総額 120 万円を現金書留で同職員へ送金しており、その金額は、年金事務所が作成した私の国民年金被保険者期間の保険料額を示す表の金額とほぼ一致しているにもかかわらず、当該期間のほとんどが納付済みとなっていないことから、行政の不適正な事務処理により正しい記録になっていないことは明らかである。このため、これらのことと証明する上申書及び「私の国民年金被保険者期間保険料額」等の資料を提出し訂正請求を行ったが、訂正是認められないとする平成 27 年 7 月 27 日付けの通知を受け取った。

前回の審議において、i) 国の記録（A Z 表）は、平成 13 年 4 月に市及び社会保険事務所（当時）の職員が作成した虚偽の記録であるにもかかわらず、正しい記録として一方的に判断されていること、ii) 「私の国民年金被保険者期間保険料額」は、未納期間の国民年金保険料を支払ったことを示す資料であるにもかかわらず、調査結果が反映されていないことにより、国の記録が正しいとして下された結論には到底納得することができない。

今回、新たに上申書を提出するので、これらの資料等に基づき、新たな視点で再考の上、年金受給権が得られるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、60歳に到達するまで国民年金保険料の納付や免除の申請を行った記憶がないと述べていることから、請求者の国民年金の加入状況及び請求期間当時の保険料の納付状況等が不明であること、ii) 請求者は、60歳到達後、未納分の国民年金保険料として毎月10万円を1年間、市役所の職員へ現金書留で送金していたと主張しているが、60歳となった平成5年＊月時点において、請求期間のほとんどの保険料は時効により納付することができない上、当該期間のうち、免除期間の一部の保険料は追納することが可能であるものの、追納の申請がなされた記録も見当たらないこと、iii) 請求者の提出した上申書及び「私の国民年金被保険者期間保険料額」(以下「保険料額表」という。)等の資料からは、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたこと等を示す事情や情報を得ることはできないことなどから、既に平成27年7月27日付けて、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、前回の審議において、平成13年4月に市及び社会保険事務所の職員が作成した虚偽の記録である国の記録(AZ表)が正しい記録として一方的に判断され、保険料額表の調査結果が反映されていない状況下で下された結論には到底納得することができないとし、新たな上申書の記載事項に基づき再考することを求め、再度訂正請求を行っているものである。

請求者に係る国の記録(AZ表)については、請求者は、平成13年4月に市及び社会保険事務所の職員が作成した虚偽の記録であると主張しているが、請求期間当時において記録管理されていた国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録と一致しており、ほかに不自然な記録管理が行われていた事情は見当たらない。

また、保険料額表については、仮に請求期間に係る国民年金保険料を請求期間当時に納付した場合の保険料額を表したものであることは確認できるものの、請求者は、会社を退職した昭和46年3月から60歳に到達した平成5年＊月まで国民年金に係る手続を行ったことがないと陳述している上、請求者が未納分の国民年金保険料を市に対して、毎月10万円を1年間、現金書留で送金したと主張する平成5年時点において、請求期間のうち大半の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、本資料を請求者が請求期間の保険料を納付していた事實を示すものとして認めることはできない。

さらに、新たな上申書は、請求者のこれまでの主張を記載したものであり、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を新たに明らかにするものではなく、当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

なお、請求期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び昭和62年7月から平成元年3月までの期間は納付済みとなり、昭和55年4月から昭和61年3月までの期間は免除期間となっている現在の請求者に係る国民年金の記録に不自然さは見当たらない。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間のうち、納付済期間となっている昭和48年4月から同年6月までの期間及び昭和62年7月から平成元年3月までの期間並びに免除期

間となっている昭和55年4月から昭和61年3月までの期間を除く期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600357号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1600040号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和39年3月まで

私は、昭和39年*月に夫が亡くなった後の同年6月頃に、実家に来ていた集金人に国民年金死亡一時金の受取と自身の国民年金への加入手続をお願いした。

請求期間の国民年金保険料については、死亡一時金の5,000円から、当該期間の保険料(3,600円)を差し引いた残りの1,400円を、集金人から現金で手渡されたので、当該期間の保険料は集金人に支払ったはずである。

その時に集金人が、国民年金手帳の昭和36年度から昭和38年度までの国民年金印紙検認台紙に領収印を押し、切り離して持っていたのに請求期間が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和39年6月に請求者の夫の国民年金死亡一時金の受取と国民年金の加入手続を集金人に依頼し、請求期間の国民年金保険料については、当該死亡一時金から差し引かれたので納付したはずであると主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の所持する国民年金手帳の発行日及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和39年6月頃に行われたものと推認され、当該加入手続時点において、請求期間のうち、昭和36年4月から昭和37年3月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することができず、また、請求期間のうち、同年4月から昭和39年3月までの期間の保険料については、過年度納付により納付するほかないものの、制度上、集金人が過年度保険料を収納することはできない。

また、請求者は、集金人が上記国民年金手帳の昭和36年度から昭和38年度までの国民年金印紙検認台紙に領収印を押した上で、当該検認台紙を切り離して持っていたと主張している

が、旧国民年金法施行規則第 73 条によると、市町村長は、国民年金手帳の提出があった場合、提出のあった日の属する年度前の年度分の国民年金印紙検認台紙があるときは、当該検認台紙を切り離し、これを社会保険事務所(当時)に送付しなければならないとされていることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和 39 年 6 月時点において、市で収納することができない請求期間に係る昭和 36 年度から昭和 38 年度までの国民年金印紙検認台紙が切り離されたものと考えられる上、請求者の請求期間に係る国民年金手帳の国民年金印紙検認記録のページの各月欄には検認印が無く、A 市の国民年金被保険者名簿の記録と一致していることから、請求期間における保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。